

愛知県基幹的広域防災拠点 PFI
アドバイザー業務仕様書

1 業務名

愛知県基幹的広域防災拠点 PFI アドバイザー業務

2 事業概要

愛知県（以下「県」という。）では、基幹的広域防災拠点の整備を予定している。本拠点の整備等事業に当たり民間事業者のノウハウやアイデア等を活用するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」に基づき、設計・建設・維持管理及び運営業務を行う。

3 事業目的

本業務は、県がPFI手法を導入して実施する基幹的広域防災拠点整備等事業（以下「本事業」という。）について、事業スキームの確定から、実施方針の公表、事業者選定、契約の締結までに必要となる各種検討及び資料等の作成を行い、本事業を担う民間事業者の募集・選定プロセスの的確な推進を支援することを目的とする。

4 業務期間

17ヶ月（令和4年3月～令和5年7月）

5 業務実施体制

本業務を実施していくための体制は以下の通りである。

(1) 総合アドバイザー

本事業の総合的な管理と業務に関連する事項等をまとめ、業務の総括を行い、本事業の推進を図るための助言を行う。

(2) 法務アドバイザー

防災拠点に係る法務面の現況把握及び民間事業者との契約条件の設定に必要な助言を行うとともに、関連法令等の解釈に関する必要な支援を行う。

(3) 財務アドバイザー

防災拠点に係る財務面の現況把握、本事業の収支計画の検討を行うとともに民間事業者の募集及び選定に係る助言を行う。

(4) 技術アドバイザー

防災拠点に係る技術面の現況把握及び本事業の要求水準書の検討を行うとともに、民間事業者の募集及び選定に係る助言を行う。

6 業務の内容

(1) 事業スキームの詳細検討

本事業で整備を予定する防災拠点は、平常時と災害時で使用形態が著しく変化すること、事業エリアが複数にまたがる（消防学校、公園）こと、豊山町の整備する賑わい施設が事業エリアに隣接すること等、様々な要素が存在している。それらを踏まえ、次に挙げる項目について検討すること。

① 行政と民間の役割分担

平常時の管理・運営について官民の役割分担を精査するとともに、災害時の官民の役割分担についても精査して、適切な案を提案すること。

② 豊山町との一体的な管理・運営の有効性

豊山町と一体的に管理・運営することが、特に経済面において有効性があるかを検討し、定量的・定性的に示すこと。その際、PFI法や地方自治法といった制度の枠組みの中での実現可能性を調査すること。

③ 事業手法

①②の検討及び建設・維持管理費を含む県負担を低減させることをふまえた上で、実施可能な事業手法を比較検討して、適切な事業方法を提案すること（その際、BTO方式及びBT+コンセッション方式は、比較検討の対象に含めること。）また、コンセッション方式については運営権対価を算出すること。さらに、防災に関連して収入が得られるイベントやビジネスなどについて提案すること。

④ 事業期間

本事業の特殊性をふまえた上で、及び①～③の検討結果をふまえた上で、適切な事業期間を精査して提案すること。

⑤ マーケットサウンディングの実施

①～④については、マーケットサウンディングを行い、事業者の意見を取り入れながら検討すること。

(2) 実施方針の作成等

① 実施方針の作成

本事業の事業概要、事業スケジュール及び応募者の参加資格要件等を整理し、実施方針を作成する。

なお、6（1）で示す本事業の特殊性を十分考慮した検討結果を、的確に内容に反映させること。

② 実施方針への質問に対する回答

公表した実施方針に関し、民間事業者から提出された質問及び意見を整理し、質問に対しては回答書を作成する。

(3) 事業者選定委員会の運営等支援

民間事業者選定に係る事業者選定委員会の運営について支援するとともに、委員会資

料及び委員会議事録の作成、委員との各種調整、委員への報酬支払い及び会場手配を行う。

(4) 特定事業の選定及び公表

①VFMの算定

PFI導入可能性調査におけるVFM算定結果について、実施方針等を踏まえてVFM算定条件及び算定過程を精査し、あらためてVFMの算定を行う。

②特定事業選定に関する支援

PFI法第7条に基づく特定事業の選定に関する公表文書を作成する。

(5) 募集書類の作成

①募集要項の作成

本事業を実施する民間事業者を募集する手続きについて、本事業の事業概要、事業スケジュール、応募者の参加資格要件、提案書の作成要領、提案金額の算定方法等を整理し、募集要項を作成する。

②要求水準書の作成

本事業で整備する基幹的広域防災拠点施設についての設計及び建設に係る要求水準、及び供用開始後の運営・維持管理に係る要求水準について、民間事業者が創意工夫できるように性能発注の視点に留意して検討を行い、要求水準書を作成する。なお、6(1)で示す本事業の特殊性を十分考慮した検討結果を、的確に内容に反映させること。

③事業契約書(案)及び基本協定書(案)の作成

実施方針のリスク分担表、並びに実施方針に対する民間事業者からの質問・意見等を踏まえ、民間事業者の履行业務内容、サービス対価支払、契約の終了及び債務不履行、法令変更及び不可抗力発生時の取扱い等を検討し、事業契約書(案)を作成する。なお、6(1)の検討結果次第では、複数の契約書となる可能性もあることに留意すること。

特に、本事業は令和4年度から事業用地の買収に着手する為、今後県の示す時期に土地の買収が完了せず、工事着手が遅延する場合に生じるリスクについて県と事業者で合意可能な提案となるよう調整すること。あわせて、選定された事業者が設立する特別目的会社の設立・出資に関する条件、事業契約締結までの手続等を検討し、基本協定書(案)を作成する。

④審査基準の作成

民間事業者を選定するための審査項目、審査項目ごとの評価の視点・配点、審査方法等を検討し、審査基準を作成する。

⑤様式集の作成

参加資格の確認に関する提出書類及び提案書の様式について必要な記載事項等を整理し、様式集を作成する。

(6) 募集書類への質問に対する回答支援（2回）

公募開始時に公表した資料（募集要項、様式集、要求水準書、事業契約書案、基本協定書案及び審査基準）に関し、民間事業者から提出された質問を整理し、質問に対する回答書を作成する。また、質問回答後、競争的対話を実施する。なお、必要に応じて募集書類の修正を行う。

(7) 事業者提案の審査支援

応募者から提出された提案書の審査を支援するための審査補助資料の作成を支援する。また、選定委員会における審査結果を踏まえた審査講評の作成支援、選定された事業予定者の提案内容を踏まえたVFM算定を行い、PFI法第11条に基づく公表資料を作成する。

(8) 契約締結に係る支援

選定された民間事業者と県の契約締結に向けて、事業契約書（案）についての最終的な疑義を調整し、県と民間事業者の契約締結に関する支援を行う。

7 成果品

- (1) 事業条件の精査に関する書類、事業スキームの検討に関する書類
- (2) 実施方針の作成等に関する書類
- (3) 事業者選定委員会に関する書類
- (4) 特定事業の選定等に関する書類
- (5) 募集要項、要求水準書、事業契約書（案）、基本協定書（案）、審査基準に関する書類
- (6) 募集書類の質問に対する回答、競争的対話に関する書類
- (7) 事業者選定等に関する書類
- (8) 契約締結に関する書類
- (9) その他必要な書類

報告書2部（A4版、縦型、横書き、左綴じ、簡易製本）及びCD-ROMによる電子納品。

8 留意事項

- (1) 本業務を実施する者（再委託又は下請け等の者を含む）は、本業務の対象となる施設に係る、設計、施工、運営または管理に関する事業事業者の選定における応募または参画を禁止する。また、資本関係または人的関係があると認められる者も同様とする。
- (2) 仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議して決定するものとする。
- (3) アドバイザーの配置体制及び業務内容については、本仕様書及び「愛知県基幹的広域防災拠点PFIアドバイザー業務 参加表明書及び技術提案書作成要領」に基づいて提出した業務実施体制及び技術提案書の内容を遵守すること。